

府民参加型公共事業委員会要領

(趣 旨)

第1 この要領は、府民参加型公共事業に関し、府民参加型公共事業委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 委員会は、京都府域における府民参加型公共事業の事業箇所採択に関する事項、事業結果に関する事項、事業制度に関する事項等について、学識経験者等から意見を聴取することを目的とする。

(委員)

第3 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

2 委員の任期は、選任された日から2年とし、再任することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会の開催)

第4 委員会は、知事が必要に応じて開催するものとする。

(運営)

第5 委員会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定め、委員会の進行を行う。

3 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

[別表]

府民参加型公共事業委員会委員

学 識	京都府立大学公共政策学部教授	川勝 健志
	舞鶴工業高等専門学校教授	玉田 和也
	京都府立大学大学院助教	三好 岩生
	NPO 法人 人と自然とまちづくりと理事長	横山 葵
行 政	京丹後市建設部国府調整理事	中西 和義
	井手町理事兼総務課長	脇本 和弘